いじめ問題対策マニュアル

熊本県立人吉高等学校定時制課程

いじめの発生の認知または申し立て

・被害を受けた本人からの訴え
・他の生徒や保護者からの報告
・アンケート調査等からの教師の気づき
・地域住民等からの通報

初期対応・調査
担任・副担任・生徒指導主事他関係職員

報告

管理職

報告

県教育委員会

・被害者側に寄り添う姿勢（「いじめは絶対に許されない」との認識）を堅持する
・該当者（被害者、加害者）から聞き取りを行う
・周囲の生徒から情報を収集する

いじめ問題対策委員会

校長、副校長、教頭、人権教育主任･道徳教育推進教師、生徒指導主事･保健主事、特別支援教育ｺｰﾃﾞｨﾈｰﾀｰ･教育相談主任、養護教諭、ｽｸｰﾙｶｳﾝｾﾗｰ

・情報を分析・整理する。
・事実の正確な把握に努め、共有化を図る。
・課題を明確化し、解決への見通しを立てる。
・今後の対応方針を決定する。
・一つ一つの課題に対する具体的対策を協議する。
・職員の役割分担を明確化する。
・学校の対応窓口を一本化し、家庭、地域、関係機関と適切な連携を図る。

職員会議（※必要に応じて）

重大事態は別紙の対応

・対応方針等について協議し、共通理解を図る

対策実施

対応 → **被害生徒（保護者）**
対応 → **傍観生徒**
対応 → **加害生徒（保護者）**

・認定した事実と対応方針に基づき、全職員が協力して対応に当たる。
・被害生徒と保護者に対して、「守り抜く」姿勢を堅持して対応し、安心感を与える。
・加害生徒と保護者に対して、教育的愛情と毅然とした態度で「いじめは許されない」ことを理解させるよう応する。
・傍観生徒に対して、その行為がいじめを容認・助長するものであることを厳しく指導する。
・家庭訪問の際には、保護者の心情に配慮しながら、正確な事実に基づき丁寧に対応する。
・事後も保護者との密接な連携に努める。
・事案を学校全体の問題としてとらえる。

結果報告

管理職

結果報告

県教育委員会

全校集会等（※必要に応じて）

いじめの未然防止に向けた日々の取組

・これまでの対応を検証し取組の改善を図る。
・「いじめを許さない」「風通しのよい」学校風土づくりに努める。